秋草学園短期大学 紀要投稿内規

秋草学園短期大学紀要図書委員会

(趣旨)

第1条 この内規は、秋草学園短期大学紀要(以下「紀要」という。)の編集及び発行に関 し、必要な事項を定める。

(発行の目的)

第2条 紀要は、秋草学園短期大学(以下「本学」という。)における教育研究の推進及び成果の発表を目的として発行する。

(編集等の機関)

第3条 紀要の企画、原稿募集、編集及び発行は、秋草学園短期大学紀要図書委員会規程第 1条第1号の定めるところにより紀要図書委員会(以下「委員会」という。)が行う。

(投稿資格)

- 第4条 紀要の投稿資格者は、以下の者とする。
 - (1) 専任教員(任期付専任教員を含む。以下同じ。)
 - (2) 専任教員の推薦を受けた本学非常勤講師。
- 第5条 オーサーシップ
 - (1) 本学教員以外の者との共同執筆の場合、筆頭著者(第1オーサー)は本学教員とする。
 - (2) 申込時点で記載した著者の順番を変更することは原則としてできない。

(掲載内容)

- 第6条 紀要に、論文、研究ノート、書評の欄を設ける。芸術分野の作品(作曲、彫刻、絵画、書等)を掲載することもできる。
- 2 前項の掲載内容は、未発表のものに限る。
- 3 規程 2432 に係る「人を対象とする研究」については、規程 2433「研究倫理審査委員 会」の承認を得ること。

(発行)

- 第7条 紀要は、各年度1回以上発行する。
- 2 紀要の原稿募集、発行期日等は、委員会が決定し、図書館ホームページ、及び機関リポジトリに公表する。

(投稿・原稿提出)

- 第8条 紀要への投稿の申し込みは6月末日までとし、原稿提出の締め切りは10月末日とする。ただし、退職する本学専任教員は在職中に原稿を提出しなければならない。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、任期付専任教員が奨励研究費による研究の成果として紀要の原稿を提出する場合は、研究期間終了後2年以内に発行される紀要についてこの限りではない。
- 3 投稿は単著、筆頭著者(first author)としての共著を合わせて1人2本までとする。

ただし、共著はこの限りではない。

(原稿の執筆要領)

第9条 紀要に投稿する原稿については、委員会が別に定める「秋草学園短期大学紀要執筆 要領」によるものとする。

(原稿の採択)

- 第 10 条 掲載の可否について、査読者の意見が異なった場合は共議の上、統一した見解を示すこととする。
- 2 紀要に投稿された原稿が、次の各項目に該当する場合には、委員会は投稿者と協議して、改善を求め、又は不採用とすることができる。
- (1) 第5条及び第8条に規定する執筆要領に合致しないと認められる場合
- (2) 別に定める「秋草学園短期大学研究論文等の投稿における倫理内規」の規定に違反する場合
- 3 委員会は、予算等の都合により、投稿原稿の掲載について調整することができる。 (校正)
- 第11条 校正は2回とし、著者校正とする。

(紀要及び抜刷の進呈)

- 第 12 条 投稿者に対し、抜刷 30 部を進呈する。ただし、30 部を超える抜刷の製作費用は 投稿者の負担とする。
- 2 原稿の印刷にあたり、図版、写真等で特に費用を要するものは投稿者の負担とする。 (原稿料及び掲載料)
- 第13条 原稿料及び掲載料は、無料とする。

(著作権等)

- 第14条 掲載論文に関する著作権は投稿者に帰属する。
- 2 本文の一部や図・表等を他の著作物から転載、オリジナル等を掲載する場合は、著作権 に関わる手続きを投稿者があらかじめ処理するものとする。
- 3 投稿者は、本学に対して当該論文等の印刷、電子的記録媒体等への変換・複製、学内外への配布を原則として許諾するものとする。
- 4 投稿者は、本学及び本学が委託する機関等に対して、当該論文等のコンピュータネット ワーク等での学内外への公開を原則として許諾するものとする。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は、短期大学事務部とする。

(雑則)

第16条 この内規に定めるもののほか、紀要の編集等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則

この内規は、平成30年7月4日から施行する。

附則

この内規は、令和3年7月21日から施行する。

附則

この内規は、令和4年6月1日から施行する。